

## 大学教育再生加速プログラム委員会 委員長所見

このたび、大学教育再生加速プログラム委員会は、平成26年度「大学教育再生加速プログラム」について、本年4月に申請のあった250件（254大学・短期大学・高等専門学校）の事業に関して、学校種や設置形態等のバランスに配慮しつつ審査を行い、46件（47大学等）を採択することとした。

なお、採択大学等の設置形態別でみると、国立15校（11大学、4高等専門学校）、公立4校（4大学）、私立28校（24大学、4短期大学）となった。

採択率は約20%であり、厳しい審査を経て採択されたこれらの事業は、これまでのG P事業等により実施された教育改革に関する実績を踏まえ、アクティブ・ラーニング、学修成果の可視化、入試改革・高大接続について高い目標を持って臨むものである。

学長の強力なリーダーシップの下、具体的かつ意欲的な成果、他大学への波及効果、補助事業終了後の高い継続性が見込まれ、いずれも公費を投入する事業としてふさわしいものとなっている。

採択された大学の内訳は、過去実施されたG P事業に比べると国公立の割合が低く、私立の割合が高くなっており、あらゆる層の大学で教育改革が着実に行われていることを示している。また、比較的財政基盤が弱いと考えられる小規模校も数多く採択された。このような教育改革の広がりを確認できたことは、長く高等教育に関わるものとして、極めて感慨深いものがある。

残念ながら不採択となった取組についても、建学の理念や過去の教育改革の実績を踏まえた魅力的なものが多数見られた。

その一方、申請要件を満たさない若しくは曖昧な表現によって、申請要件を満たしているか否かを不明確にしたまま申請するものや、設備やシステムの整備のみが事業目的に据えられるなど、事業の趣旨を理解していないと思われる取組が大変数多く見られたことは残念である。

大学教育改革にあたっては、全教職員がその目的や趣旨を理解することが必要であるため、今一度十分な検討を行ったうえ、学内資源の活用等により可能な限り事業を実施し、改革の意思を貫いていただきたい。

事業の趣旨・内容等不明であった点等については、文部科学省の担当部局に確認するなど、今後の取組に活かすべく積極的な対応を期待したい。

今回採択した46件は、現在の高等教育が抱える課題に対して一定の方向性を示唆するものと考えられるが、各大学に対しては更に国民の期待に応えるため、

- ・ 学長の強いリーダーシップによる、全学一丸となった事業の実施
- ・ 計画の確実かつ迅速な実施
- ・ 補助期間終了後の自立的な事業の継続に向けた計画の策定・実施
- ・ 今回の事業の学内外への普及
- ・ 絶えず社会から評価を受けるとともに、それに基づいた改善の実施
- ・ 補助金の適正な管理・執行

について、特にお願いしたい。

大学改革は本来、大学の自助努力によって行われるものである。しかし学生の受け手である地域社会や産業界が大学に求める期待は過去とは大きな違いがあり、この変化に大学の自助努力のみで対応することは限界がある。このため、国として進めるべき改革の方向性に合致した取組については、積極的に支援する必要がある。

「大学教育再生加速プログラム」は、優れた取組を選定・集中的に支援し、その活動を波及させることにより大学教育全体の向上を図るものであり、限られた予算の中で政策課題に対応するためには、最小の投資で大きな効果が得られるこのような事業こそ継続・発展させるべきである。

このため、文部科学省に対しては新たな課題に対応すべく、「大学教育再生加速プログラム」の骨格は維持しつつも申請要件については常に見直しを行うとともに、時々の社会的要請に添ったテーマを新設し、大学における改革意識を途絶えさせないことを強く求めるものである。

社会において求められる人材は高度化・多様化しており、採択・不採択校更には未申請校の別なく、大学教育の質的転換に取り組み、これまで以上に教育内容を充実させ、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要がある。

特に採択校に関しては、多額の国費を投入し事業を実施するわけであるから、その責任は重大である。各大学がこのことを明確に認識し、真に社会から求められる人材を育成することを強く期待している。

平成26年8月20日

大学教育再生加速プログラム委員長 河田 悌一